



令和4年5月16日

各 位

会社名 イワブチ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 内田秀吾  
(コード番号:5983 東証スタンダード市場)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 遠藤雅道  
(TEL. 047-368-2222)

### 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年5月16日開催の取締役会において、令和4年6月28日開催予定の第72回定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議するとともに、当該株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものです。

##### (2) 移行の時期

令和4年6月28日開催予定の第72回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の目的

- ① 事業内容の多様化に備えるため、事業目的の追加を行うものであります。
- ② 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更するものであります。
- ④ 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### (3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 令和4年6月28日(火)(予定)

定款変更の効力発生日 令和4年6月28日(火)(予定※)

※ただし、現行定款第15条の削除および変更案第16条の新設につきましては、附則第2条に定める日に効力が生じるものといたします。

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電力、通信、信号、放送、鉄道用各種電気架線金物の製造販売</p> <p>(2) 送配電機器の部品、通信、放送用受信装置および支持機材の製造販売</p> <p>(3) 合成樹脂製各種電気絶縁物および各種電気接続器材の製造販売</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p><u>(4) 建築工事、土木工事、電気工事、電気通信工事、設備工事の設計、監理、請負</u></p> <p>(5) 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 16 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

<p>第16条～第17条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数） 第18条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>（選任） 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>（任期） 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第18条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は15名以内、<u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>（選任） 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>（任期） 第21条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
---	--

<p>(取締役会) 第21条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって会長1名、社長1名、副社長若干名、専務取締役若干名、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第24条 取締役会の招集および議長は、取締役会において定めた取締役がこれをなし、その招集通知は会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ずして取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役、監査役会および会計監査人</u></p> <p>(監査役) 第29条 <u>当社は、監査役を置く。</u></p> <p>(員数) 第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から会長1名、社長1名、副社長若干名、専務取締役若干名、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第24条 取締役会の招集および議長は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役会において定めた取締役がこれをなし、その招集通知は会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ずして取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会および会計監査人</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p>2. <u>補欠監査役の選任決議の有効期間は、被補欠者として定めた監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(選任) 第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会) 第33条 <u>当社は、監査役会を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤の監査等委員) 第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(監査役会の招集手続) 第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ずして監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集手続) 第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ずして監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会規定) 第36条 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	<p>(監査等委員会規定) 第31条 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p>

<p>(監査役の報酬等)  <u>第 37 条 監査役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の一部免除)  <u>第 38 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 39 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 32 条～第 37 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の一部免除に関する経過措置)  <u>第 1 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、第 72 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)  <u>第 2 条 定款第 16 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和 4 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u>  2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u>  3. <u>本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上